

○道路運送法（昭和26年法律第183号）（抄）

（郵便物等の運送）

第八十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。

2 貨物自動車運送事業法第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する一般乗合旅客自動車運送事業者について準用する。

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（抄）

（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

第二十五条 一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

3 一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

4 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

貨客混載運送の過疎地域要件の見直しに関する 大阪府市・茅野市からの提案

※国土交通省提出資料から抜粋の上、事務局において整理。

【乗合バス】



350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、今まで通り許可不要

【貸切バス】



荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)
※過疎地域に限る ←見直し

大阪府市提案

【タクシー】



茅野市提案

荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)
※過疎地域に限る ←見直し

【トラック】



人を運ぶことを可能とする
(旅客自動車運送事業の許可を取得)
※過疎地域に限る

貨客混載運送の過疎地域要件の見直しに関する 自治体からの規制改革提案（令和3年4月以降）

※地方公共団体からの提案をベースに、事務局において整理。

	念頭に置いている運行主体	過疎地域要件 (見直し：○)	運送する主な貨物
前橋市	乗合バス事業者 (デマンド型交通)	○	医薬品、食料品
茅野市	タクシー事業者	○	医薬品
愛知県・常滑市共同	タクシー事業者	○	宿泊客の手荷物
幸田町	タクシー事業者等	○	
大阪府市	乗合バス事業者、 貸切バス事業者	○ (貸切バスのみ)	弁当、事務用品